

平成 14 年 第 2 回

高森町議会 4 月臨時会会議録

平成 14 年 4 月 19 日 開会



高 森 町 議 会

4 月 1 9 日 (金)

平成14年第2回高森町議会臨時会（第1号）

平成14年4月19日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第1 会議録署名議員の指名について

4番 甲斐 正一君

5番 藤本 正一君

日程第2 会期の決定について

(1) 会 期（1日間）

自 平成14年4月19日

至 平成14年4月19日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
4月19日（金）	本会議	

日程第3 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第4 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
(平成13年度高森町一般会計補正予算)

日程第5 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて
(平成13年度高森町介護保険特別会計補正予算)

日程第6 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて
(平成13年度高森町老人保健特別会計補正予算)

日程第7 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて
(高森町税条例の一部を改正する条例)

日程第8 承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて
(高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第9 議案第35号 平成14年度高森町一般会計補正予算について

2. 出席議員は次のとおりである。(13名)

1 番	野 中 謙 三 君	2 番	甲 斐 廣 國 君
3 番	後 藤 和 昭 君	4 番	甲 斐 正 一 君
5 番	藤 本 正 一 君	6 番	相 馬 俊 行 君
7 番	三 森 義 高 君	8 番	佐 楢 見 誓 香 君
9 番	古 澤 豊 喜 君	10 番	佐 伯 金 也 君
11 番	杉 永 竹 範 君	13 番	後 藤 英 範 君
14 番	児 玉 國 廣 君		

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

12 番	甲 斐 裁 君
------	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(20名)

町 長	今 村 博 信 君	収 入 役	有 働 和 幸 君
教 育 長	佐 藤 昭 也 君	総 務 課 長	岩 下 生 人 君
総 務 審 議 員 (兼草部出張所長)	佐 伯 秀 和 君	企 画 観 光 課 長	村 上 源 喜 君
住 民 生 活 課 長	後 藤 秀 希 君	保 健 福 祉 課 長	岩 下 昭 久 君
税 務 課 長	岩 下 光 廣 君	農 林 振 興 課 長	廣 木 富 八 君
建 設 課 長	渡 辺 哲 郎 君	水 資 源 対 策 課 長	芹 口 誓 彰 君
高 森 中 央 出 張 所 長	桐 原 一 紀 君	野 尻 出 張 所 長	住 吉 五 夫 君
収 入 役 室 長	岩 下 健 治 君	教 委 事 務 局 長	山 村 将 護 君
監 査 事 務 局 長	阿 南 哲 也 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	村 嶋 兵 志 郎 君
行 政 係 長	甲 斐 敏 文 君	財 政 係 長	河 崎 み ゆ き 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議 会 事 務 局 長	色 見 隆 夫 君	議 会 事 務 局 係 長	佐 藤 幸 一 君
-------------	-----------	---------------	-----------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（児玉國廣君） おはようございます。

会議に先立ち、職員の異動に伴います職員紹介を行います。

始めに、農業委員会事務局長に自己紹介をお願いいたします。

○農業委員会事務局長（村嶋兵志郎君） おはようございます。

去る4月1日付けの人事異動によりまして、農業委員会の事務局長を仰せつかりました村嶋兵志郎でございます。

最近の経済情勢、とりわけ農業を取り巻く環境は誠に厳しいものがありますが、私も初心に帰りまして、微力ながらも本町の発展のために最善を尽くす所存でございます。どうぞ議員の皆様方にはご指導ご鞭撻、よろしくをお願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 続きまして、新規職員に自己紹介をお願いいたします。

○税務課職員（法花津和明君） おはようございます。

このたび、4月1日付けで高森町役場に採用になりました法花津和明と申します。現在税務課の方に勤務しております。一生懸命がんばりますので、どうかよろしくをお願いします。

○保健福祉課職員（山田耕生君） おはようございます。

4月1日付けで高森町役場の方に採用になりました山田耕生と申します。私自身、福祉の方にはとても興味があり、まだまだ勉強不足ではありますが、一生懸命がんばっていきたくと思っています。どうかよろしくをお願いします。

○議長（児玉國廣君） がんばってください。

それでは、町長のごあいさつをお願いいたします。町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） おはようございます。

ただいま、新人2人と、そしてベテランの村嶋君、新たなる決意をもって皆様にごあいさつを申しました。冒頭に対しまして、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

本日、平成14年の第2回高森町議会臨時議会を招集しましたところ、大変皆様方にはお忙しい中にご参集を賜りまして、誠にありがたく心から御礼を申し上げます。

我々国民は、今の国会の動向をワイドショー的映像しかとらえることができません。地方自治から見るこの映像は、世界の中の日本はこれでよいのかと危惧するものであります。今こそ地方は自ら生きる自治を構想しなければならないと考えてお

ります。

さて、今日の農業者、地位安定と生産力の増進を図る目的と、他産業との農業上の利用調整と・・・自立を図る目的で、農業委員会に事務局長を配置いたしました。今、ごあいさつのとおりでございます。

また、合併は地方自治の福祉改革で私はあると考えております。この見地から、総務課内に政策係を新設いたしました。さらに、主要産業であります農業の有機農業化を図るために、農林振興課内に有機農業推進係を新設もいたしました。この関係で、今回18名異動をいたしました。

また、今、県知事は自ら熊本の農畜産物の安全、安心をアピールのためにテレビ出演をいただき、がんばっておられます。私どもも今回、阿蘇赤牛の地産地消の構造のために、今補正をお願いし、消費拡大を図ってまいります。どうかよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

本日、ご提案申し上げます議案は、同意1件、承認5件、議案1件、計7件でございます。どうぞ慎重審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。甚だ簡単でございますけれども、ごあいさつにかえさせていただきます。

また、付け加えてお知らせを申しますならば、エレベーターの稼動も大変ご好評をいただいております。さらに、皆様方から温かいご支援をいただきました福祉バスにつきましても、大変ご好評いただいておりますことをご報告申し上げまして、ごあいさつといたします。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） どうもありがとうございました。

ただいまから、平成14年第2回高森町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉國廣君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、4番 甲斐正一君、5番 藤本正一君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（児玉國廣君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会は、本日4月19日の1日にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日に決定いたしました。

-----○-----

日程第3 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について

○議長（児玉國廣君） 日程第3 同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての提案説明を申し上げます。

現在の固定資産評価審査委員の矢津田勇氏は、2期6年間にわたり、固定資産の評価審査にご尽力、ご協力をいただいておりますが、その任期が平成14年5月11日をもって満了するため、その後任者として、高森町大字下切1175番地、工藤政満氏の選任について同意を求めるものであります。

同氏は、人格、識見高く、また、公平中立で広く社会の実状にも通じ、固定資産評価審査委員として適任者でありますので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

どうか慎重にご審議の上、ご同意いただきますようお願いを申し上げまして、提案説明といたします。

○議長（児玉國廣君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。8番 佐楯見誓香君。

○8番（佐楯見誓香君） 8番 佐楯見でございます。

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、本件につきましては、甲斐 裁議員さんからも委任を受けておりますが、工藤政満氏は地域の人望も厚く、実直な人で適任者であると考えます。よって、私からも推薦をいたすところであります。

よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（児玉國廣君） これで討論を終わります。

これから、同意第1号について採決をいたします。

お諮りいたします。

本件は、これに同意することご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

-----○-----

日程第4 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて

（平成13年度高森町一般会計補正予算）

日程第5 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて

（平成13年度高森町介護保険特別会計補正予算）

日程第6 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて

（平成13年度高森町老人保健特別会計補正予算）

日程第7 承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて

（高森町税条例の一部を改正する条例）

日程第8 承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて

（高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（児玉國廣君） お諮りいたします。

日程第4 承認第2号から日程第8 承認第6号までの専決処分事項の承認を求めることについては、一括議題にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。

承認第2号について提案理由の説明を求めます。町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 承認第2号の平成13年度高森町一般会計補正予算について説明を申し上げます。

専決いたしました内容は、3月議会終了後に決定いたしました地方交付税や地方譲与税などの最終調整及び基金積立金等の歳出の調整であります。

今回の補正額は、2億1,764万3,000円の追加であり、これを現計予算に合算いたしますと、55億3,546万4,000円となります。第2に、地方債の

補正について、最終確定となった借入限度額の調整であります。

以下、歳入の主なものについて申し上げます。国から交付される地方譲与税や利子割交付税などは、確定された調整分であります。地方交付税は、特別交付税に関わるもので、老人福祉対策や農林業対策など、特別の財政事情があったため交付されたものであります。温泉館使用料、衛生費手数料につきましては、実績見込みにより調整分であります。国庫補助金、県補助金につきましては、最終確定分を計上いたしております。寄附金につきましては、温泉館の経費削減、合理化を図ることにより、当初見込みより増額となったための調整であります。次に、町債につきましては、義務教育施設整備事業、公営住宅建設事業や道路整備事業などの生活関連事業を実施したことにより、平成13年度の借入総額は7億7,738万1,000円となりました。なお、借入利率は最近の経済事情を反映し、償還期限により、異なりますが、4月現在では、義務教育債で年2.0%であります。また、辺地債で1.0%となっております。

次に、歳出予算について説明申し上げます。民生費では、老人保健事業特別会計への繰出金の補正措置を講じました。これは、県補助金等の清算が翌年度実施されるため、一般会計から医療費の一時立替を行うものであり、14年度に清算し、後日、町に返還されるものであります。次に、積立金につきましては、年度間の財源調整のための財政調整基金の積立を行っております。この積立を行うことにより、平成13年度末の現在高は5億9,591万7,000円となります。今後とも経済情勢の著しい変動によります税の減収や国の支出増加などに対応するとともに、中長期的な視野での財政運営の安定を図る上からも、基金の積立を行うことといたしております。

以上、専決いたしました主な内容について申し上げましたが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いを申し上げまして、説明を終わります。

○議長（児玉國廣君） 承認第3号について提案理由の説明を求めます。保健福祉課長 岩下昭久君。

○保健福祉課長（岩下昭久君） おはようございます。

承認第3号でご報告いたします平成13年度高森町介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

専決いたしました内容は、3月議会定例会終了後に決定いたしました介護保険料及び財政調整交付金の追加交付による補正、並びにこの補正増により県の財政安定化基金より貸付を予定しております財政安定化基金貸付金を減額する最終調整であ

ります。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ418万円を追加し、現計予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,721万4,000円とし、その歳出につきましては、補正額全額を保険給付費の介護サービス等諸費に充てるものであります。

以上、専決しました内容についてご説明いたしましたけれども、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

○議長（児玉國廣君） 承認第4号について提案理由の説明を求めます。税務課長 岩下光廣君。

○税務課長（岩下光廣君） おはようございます。

それでは、専第4号で専決いたしました平成13年度高森町老人保健特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ3,644万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億6,926万8,000円とするものです。

補正の内容としましては、平成13年度の社保支払基金交付金、国庫支出金、県支出金の確定に伴い、それぞれ歳入歳出総額及び財源を補正したものです。なお、社保支払基金等の負担金の不足額につきましては、新年度で清算されます。

慎重にご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 承認第5号について提案理由の説明を求めます。税務課長 岩下光廣君。

○税務課長（岩下光廣君） それでは、専第5号で専決をしました高森町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、最近における税社会情勢等に鑑み、地方税負担の軽減及び合理化を図るため、地方税法が改正されたことに伴い、株式譲渡益に係る個人住民税の申告を不要とする特例の創設、及び固定資産税における縦覧制度の見直し等を行うものです。

詳細につきましては、比較対照条文のとおりですが、主な内容についてご説明申し上げます。

まず、個人住民税ですが、第1に控除対象配偶者、または扶養親族を有する場合に、均等割と所得割の非課税限度額がそれぞれ19万2,000円と36万円に上がりました。第2に、平成16年度までその適用が停止されている長期譲渡所得に対する8,000万円超の部分の6%の税率が廃止されるとともに、当該部分の税率が5.5%になりました。第3に、町民税の所得割の納税義務者が証券業者に特

定口座を有する場合の当該特定口座に係る株式等の譲渡による所得計算方法及び特定の場合の申告事務の負担軽減のため、申告不要制度が設けられました。

次に、固定資産税ですが、地方税法の改正で、固定資産課税台帳の閲覧制度が創設されたことと、縦覧制度が改められたことに伴い、手数料を創設しました。

なお、施行期日につきましては、それぞれ改正条文の附則のとおりとなっています。

以上、ご説明いたしました。慎重にご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 承認第6号について提案理由の説明を求めます。税務課長 岩下光廣君。

○税務課長（岩下光廣君） それでは、専第6号で専決しました高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、高森町税条例と同様に、特定株式の譲渡益があった場合に、申告不要制度が創設されるとともに、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除が創設されました。

なお、適用につきましては、平成16年度以後の年度分の保険税から適用し、平成15年度分までは従来どおりとするものです。

以上、ご説明いたしました。慎重にご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯でございます。

これは、承認でございますから、議会の方で質疑をするということに対しまして、何か中途半端な気もいたしますが、しかしながら、やっぱり町全般的なことでございますから、町長さんの方にご確認をいたします。

いろいろと特別会計の取り扱いについては、今まで不祥事等も発生いたしております。専決業務は町長の専任でございます。権限でございますけれども、間違いはございませんでしょうか。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 私といたしましては、ないということをもって提案をさせていただいております。そしてまた、私の方に報告するまでの過程、あるいは担当者にも絶対に間違いはないかということで、誤字脱字訂正等々について、最終的にも昨日

までやったところでございますけれども、ご指摘がありますならば、心から受けて訂正させていただきたいと思っております。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） ありがとうございます。

かなり近年、今日の新人職員の意気込みも見ますところ、職員方それぞれの能力もかなり向上しておりますし、また公僕としての自覚もかなり上がってきておるといふふうに私も日ごろから観察をいたしておりますから、町長さんがそう言われる、私もそう思っておりますので、どうぞ自信をもって運営をしていただきたいというふうに思います。

それと、たまには収入役さんの出番もないと寂しいでしょうから、収入役さんの方にお伺いいたします。

承認の中の補正なんですけれども、今回、財政調整基金を補正をされております。それと、減債基金も組まれております。ただ、収入役さんが一番懸念されておりましたペイオフの問題、いろいろと金融機関、諸問題が発生しているところもあるようでございますが、話を聞けば、だいたい1件当たり1,000万円の保障ということでございますが、要するに、住宅ローンなんかのいろんな借入金がある場合、それと相殺をしてというふうな話も伺っております。

そうなりますと、基金の預入だけしておれば、その金融機関が倒れば、おそらく保障の問題が出てくるだろうと、それとは別にうちがもし、地方債の中で一般の金融機関から借入をしておれば、その借入をしている金融機関と基金を預けておる金融機関が別ならば相殺にはなりませんから、借入金だけが残って貯蓄残高がなくなってしまうというような恐れもあるようでございます。

そのあたりの取り扱いについて、今回、減債基金も組まれたようでございます。また、財政調整基金、地方債それぞれありますけれども、今後について、どのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（児玉國廣君） 収入役 有働和幸君。

○収入役（有働和幸君） お答えいたします。

現在、ご案内のとおり、ペイオフ問題でかなり揺れ動いておりますが、私といたしましても、大変心配をしているところでございます。基金の額が現在高で約26億円ほどでございます。これは簡易水道、農業用水を含んでの話でございますが、預入先は肥後銀行高森支店、それから信用組合高森支店、農協高森支所、この3金融機関に現在預金をいたしております。

今お話がありましたように、ペイオフ解禁になりまして、定期預金につきましては1,000万円を保障するというところでございます。普通預金につきましては、あと1年猶予ということでございます。

ここで議員さん方に心配されているのは一つあるかと思いますが、固有名詞を出して説明を申し上げますと、熊本県信用組合が先の新聞紙上で3、4回掲載されております。この問題につきまして、十分我々も検討いたしましたが、最終的には、3月の末に全信連の融資が可能になり決定される、おそらく来ていると思いますが、そういうことで、信用組合のシャッターを閉めなくていいようになりましてというご報告を受けております。現在、信用組合高森支店には預け入れておりますのは、およそ8億2,000万円ほどでございます。南阿蘇鉄道の自治体基金が2億3,000万円、それから水の簡易水道が6億円、それだけでございます。8億円といいますと、だいたい高森支店の取扱金額のおよそ3分の1に当たるというお話も聞いております。

そういうことで、私も大変心配いたしておりましたが、支店長と再三再四いろいろと打ち合わせをする中で、現在のところ「信用してください」ということでございますので、私といたしましても、もうしばらく推移を見たいなという考えをいたしております。

それから、満期が来た時点である程度の協議を重ねながら、どこかに移すとか、そういう措置もしたいなという考えを持っております。

何分にも議員さん方にご心配をおかけいたしますが、我々といたしましても、十分町長とも十分協議をしながら、万全の体制をとっていきたいと思っておりますので、ご協力のほどお願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 大変金融機関もいろんな職業が明日はどうかかわからないというのが今の社会の現状ではないかなというふうに思います。今朝のテレビを見てみましたら、ニューヨークのやつがニューヨークのビルに突っ込んだ飛行機がまた録画であっているのかなと思っていましたら、ミラノの方で小型飛行機がまたビルに突っ込んでいたというようなことで、安心して歩くのですらまた安心して歩けないような何か非常に緊迫した社会情勢になりつつございます。

ですから、いろんな職業についても当然であると思えますから、一番人間が生きていくために必要であるこのお金というものの運用については、細心の注意を払って、耳を立てて、また目を凝らして、いろんな人の話を聞きながら、情報を収集し

て運営していく、運用をしていくのがやはり収入役さんのお務めであるというふうに考えております。

ですから、大変先行き不透明な中でございますけれども、どうぞ、減債基金また、町の基金取り扱いについて、安全な運用を心掛けていただきたいと思いますと思っております。

また、ちなみに申し上げますならば、借入金があればどうせなら定期が1,000万円の保障しかしないんだったならば、定期のあるところに借入金も持って行って、その会社がつぶれる時にはちゃらになるような形も考えてもいいんじゃないかなというふうに考えております。肥後銀行は大丈夫でしょうから、肥後銀行からは借金の催促がある、信用組合の方からはどうしましょうという相談がある、そんなんじゃないかと、できれば、何らかの問題が生じた時には両方ちゃらになるような形で、負債だけが残るような運用だけはしていただきたくないと思っておりますので、どうぞ今後とも注意を払っていただきたいと思います、そのように考えております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

これから、承認第2号から承認第6号までの専決処分事項の承認を求めることについてを採決いたします。

本件について、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号から承認第6号までの専決処分事項の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第9 議案第35号 平成14年度高森町一般会計補正予算について

○議長（児玉國廣君） 日程第9 議案第35号、平成14年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 議案第35号、平成14年度高森町一般会計補正予算について、提案説明申し上げます。

今回計上いたしました補正予算は、牛海綿状脳症、通称BSEということでございますけれども、その対策、消費拡大推進事業として委託料を780万円を予算計上いたしました。

昨年9月、日本で初めて千葉県の酪農農家で牛海綿状脳症、BSEの発生が確認されました。全国の畜産農家は大打撃を受けました。国は次々にBSE対策を打ち出してまいりましたが、消費者に出回る牛肉は全頭検査し、安心安全であるとして、消費拡大を図ってきましたが、景気の低迷とBSEの誤った情報が風評被害となり、なかなか元に戻ることができない状況であります。

国は、肥育牛の出荷制限を行っており、牛肉の消費を拡大することが一番の解決策であることは言うまでもないことであり、本町といたしましても、管内小中学校の給食に1月から3月まで、地元で生産された牛肉を補助してまいりましたが、今回、新たに高森町全住民に安心安全な地元で生産された牛肉を食べてもらい、食について見直していただく、今回計上いたしました。

基本的に、国の施策の過ちから、今回のBSE問題が発生したわけですから、畜産農家に対する助成については、今回も国の責任のもとで支援していただくよう要望していく所存であります。

町といたしましては、できうる限り、消費拡大を図っていきたいと考えております。詳しい事業内容につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、慎重審議していただき、ご決定くださいますようよろしくお願いを申し上げます、提案理由といたします。

○議長（児玉國廣君） 詳細について担当課長の説明を求めます。農林振興課長 廣木富八君。

○農林振興課長（廣木富八君） おはようございます。

牛海綿状脳症BSE対策消費拡大推進事業についてご説明を申し上げます。

今回の事業は、町長さんのご説明の中になりましたように、高森町全住民の方に、地元で生産されました安心で安全な牛肉を食べてもらい、地元の牛肉を見直していただくものであります。

配布の方法としましては、高森町管内の肥育農家8件から約13頭の肥育牛を出していただき、牛の出荷からパック詰めまでを南阿蘇畜産農業協同組合に委託したいと思っております。

現在、高森町に約2,600世帯あり、世帯の構成員ごとに配布量を決めて、全世帯に配布いたします。時期としましては、5月から6月を予定し、期間は13頭一度に処理することは不可能ですので、3週間から4週間にわたって配布したいと考えております。

以上、事業説明とし、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯でございます。

BSE問題については、国を挙げての大きな問題でございます。特に、熊本の場合は何%というぐらいなんですね。要するに、牛全体量からいたしますと、ほとんどが黒牛でございますから、肥後の赤牛が日本全国を駆け回るとするのは非常に視野の狭い中をいきますから、大変厳しいものがあつたろうというふうに察するわけでございますが、町長さんにお伺いいたします。

消費拡大ということでございますから、住民の皆様方においしい牛肉、地元でとれている、地元で生産された安全な牛肉を食べさせる、これは、本当に機会が少なかったわけですけれども、いい機会だなというふうに関心をいたしておりますが、牛肉、枝肉1頭当たりからロースがどの程度出て、できあがり、また本当にロースが一番おいしいのかなという疑問もありますから、枝肉の中からロースがどのぐらい出るのか、また枝肉の中から400キロあるんだつたら、その中でどの部位が一番おいしいか、ご存じであるでしょうか。お伺いいたします。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 私、どこがおいしいか、私は全部、生産者が一生懸命育てた肉でございますので、どこということなく、全部おいしいと思っておりますけれども、佐伯議員におかれましては、畜産係ということで、いろいろと家庭において、牛のここが枝肉のロースでありますよとか、いろいろな示した、いわゆる教本といえますか、それをもって教えていただいております。私といたしましては、どこが一番おいしいということではなくて、私はすべての肉がおいしいということで、生産者に対して心から敬意を表しておるところでございます。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） だいたい肥育、要するに、生後25カ月から30カ月齢位までの間の牛というのは、だいたい肉自体が本当に柔らかくて、さしでも入っておれば、かなりおいしいというふうに皆さん方が共感を表明されるんじゃないかなとい

うふうに思っております。

ただ、小売店、要するに、店先で販売されておるのは枝肉一発で売るわけじゃない。要するに、肥後の赤牛、ロース、ヒレ、肩、モモというふうに各部位ごとに分けて売られております。ですから、消費者の皆さん方、町内の住民の皆さん方も当然そのように買われております。ロースしか食べられないところ、また、ロースよりもモモの方がいいと、赤身の方が多いところがいいよと言ってもも肉しか食べられないところ、ただ、モモについても、4種類ございまして、外モモから内モモ、それにケンマルラムというのがございます。ケンマルラムというのは先の方ですから、かなり肉としては質が落ちます。それと、ロースについても、ロースの中にも肩ロースというのがあるんですね。それとバラ肉がございしますが、バラ肉も前バラ、後バラというのがあります。後バラには当然脂が多い。前バラの方には脂が少ない。カルビーあたりの牛カルビーの一番焼肉店で好まれるおいしいカルビー肉は前バラからとるわけですね。そのようにして、各部位が分かれています。こまめに分ければだいたい10種類ぐらいに枝肉400キロの中から400キロの枝肉が出たとすれば、それを10種類に分けて、各小売店の方達は販売をされておるとというのが現状でございます。

ですから、今回、13頭の牛をもし、南阿蘇畜産農業協同組合に委託されて、パック肉としてこちらに持ってこられた場合、中には、要するに、三軒両隣といって、もし3軒同じ部落にあった時に、1戸の家にはロースが700グラムきてて、カタが300グラムだったと、あと1軒の家にはバラがきていて、あとはカタだった、そういうふうな場合が出てきはしないかなというような心配な要素もございます。

ですから、もし、これをパック肉として販売される、要するに配られるのであるならば、細心の注意を払って、お配りにならないと、やはりどうせただでもらうんだったらおいしい肉がいいというのが、僕は住民一人一人の率直なお考えであるし、率直なお気持ちであるというふうに思っておりますから、なぜあそこがロースで私のところはカタなのというような不平不満が出ないように配り方を私はする必要がありますと思っております。

それと、私は常日頃から言っておるんですけども、この狂牛病というのは、O-157とかオイルショック、その時とはちょっと違っております、要するに、その商品について、牛肉について、皆さん方がいかに信頼をもっていられるかというのが僕は今回の狂牛病の一番の課題であるんじゃないかなと思うんです。オイル

ショックは全体的に不景気であった、O-157というのは、どこに出るかわからない、狂牛病というのはだいたい牛なんです。だから、この牛の中でこの病気に感染していないという約束がちゃんと消費者にとれば、安心して消費者の方は買われるというのがわかっているんですね。

ですから、今の国の検査体制というものが確立されて、各屠場においても、十分な検査ができておる中においては、消費者の皆さん方が安心して今まで以上に安全な肉を食べていかれるというのが可能であったとっております。可能になったと思います。

ですから、今、新たに出ておるのは、要するに、ラベルの偽造と、要するに、生産地を偽造して、ウソをついて消費者に売っている小売店があったり、また、部位を騙して、カット肉を騙して小売店にもっておる、要するに卸業者がいたりした、そういうことによって消費者が牛肉に対して本当にここはこのラベルどおりの牛肉であるのかなというような疑心暗鬼な面が、また消費につながってきたのが、僕は今では現状ではないかなと思います。

ですから、狂牛病については、消費者の皆さん方はある程度気持ちはもう終わっていらっしやったと思います。ですから、今回のBSEに対しての消費拡大というのは、やはり高森町に住んでいらっしやる皆さん方に地元の牛肉を食べてもらうというのは、大変いいことであると思いますから、反対はいたしませんけれども、本来、進むべき道、今後、私は担当課長にも考えていただきたいのは、やはりその信用というものを消費者の皆さん方から得るというやり方、組織がその専門の農協が自分のところで生産された赤牛の肉が、赤牛がどのような形で肥育されて、どのような形で小売店から消費者にわたっているかということ、私はチェックする専従の職員を配置するぐらいの力を持っていただきたいと思います。

ですから、できれば、780万円消費拡大で使うよりも、私は500万円ぐらいを各6カ町村、南阿蘇畜協の関連の町村の6カ町村から500万円ぐらいもらって、3,000万円で一年中あっちこっちの小売店を回ってもらい、あっちこっちの肥育業者を回ってもらい、間違いなく、肥後の赤牛、阿蘇の赤牛が南阿蘇の赤牛が本当にラベルと肉が一致していて、本当においしい肉を供給されているのかというのを確認する業務をする人を雇っていただきたいと思っておりましたが、今後についての課題であると思います。

農林振興課長にお伺いいたしますが、先ほど申しましたいろんな部門ごとの問題点、また、今後の組織の運営についてのそういうふうな肉のGメンみたいな制度、

組織のつくり方、いかが考えていらっしゃるか、ちょっとお聞きしたいと思えます。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 農林振興課長 廣木富八君。

○農林振興課長（廣木富八君） 自席から失礼します。

部位については、議員さんおっしゃるとおり、ロースからモモ、バラ、種類たくさんございます。確かに、13頭の肉用牛で2,600軒分の精肉を揃えるのは物理的に不可能です。ただ、肉の種類から見ますと、ステーキ用肉、すき焼き用肉、焼き肉用肉、ミンチ、揃えるなら、その4種類となろうかと思えます。その組み合わせで配布をすることとなります。

確かに、部位の違いはございますが、配布以前に住民の方に本事業の主旨、それから配布方法等についても、十分理解していただくよう周知して事業を推進したいと思えます。

また、今後の信用問題、組織問題のご質問については、ご指摘のとおり、現在、肉用牛の生産から肉のパック詰めまで、不透明な部分はかなりあります。消費者にその過程が示されていないのが現実でございます。

今後は、その不透明な部分を消費者に示していくことが消費を拡大につながるということも事実でありますので、生産から販売までの管理体制の強化も含めて、南阿蘇畜産農業組合で独自の流通構造をやはり構築していかなければならないと思えます。それがブランド化につながるものと確信しております。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） ありがとうございます。

これは大変難しいわけですね。簡単に消費拡大とは言いますけれども、非常にこっちがよければあっちに悪いとか、いろいろな問題が出てくると思えますから、これは細心の注意を払って、この事業は推進をしていっていただきたいと思えます。

消費拡大というのは、やっぱり地元の皆さん方に地元でとれる飼育されている高森の赤牛をよく味わっていただいて、今後、小売店に対してできればやっぱり高森の赤牛を食べたいわと言って請求をすると、そうすることによって、地元の小売店がそれを購入して店頭で販売していただけるように、そうすることで、やっぱり各個人の繁殖農家、肥育農家というものが潤ってくるものだというふうを考えておりますから、なるべくいい肉を、と言っても生体で買われるわけでございますから、

それがAの3であるのか、Aの4であるのか、わかりません。もしかしたら、Aの5が出たりする可能性もあると思います。でもやっぱりそれは、Aの2とかとは変えないで、やはりそれはそのままの状態で皆さんにお配りをしていただきたいと思います。やはり最低でもAの3以上を皆さん方に食べていただくように心掛けていただきたいと思います。

それと、販売に対して、非常に田舎の方達は自分の商品を売るのが苦手でございますから、なかなか人任せというところがあるんですね。高森町の商工会でもそうでございますが、なかなかやっぱり進んで、これはいいですよ、これはいいですよと言って売るのがなかなか各個人、苦手なようでございますから、地元でいろんなイベントとか、いろんな商売、関連する商売があっっていて、そこに売り込みに行くというのがしきらないわけですね。

本日、休暇村の方の厨房に確認をいたしまして、今、ステーキの食べ放題のイベントをずっと続けてされていらっしゃいます。1人頭だいたい平均なんですね、歩平日もありますから、平均で1日30人延べ食べられる、毎日ですよ、その方達が450グラムのステーキを食べられるそうです。ということは、だいたい13キロぐらいを毎日休暇村南阿蘇では出ている、ここは肥後の赤牛と限定をして、肥後牛のステーキフェアという形で名目をとって売っていらっしゃるんですね。ずっとされているんですけども、南阿蘇畜協についても、JAについても、休暇村南阿蘇に営業に行かれた形跡が一切ないわけです。大変残念なんですね。やっぱりそこあたりからもう少し本当に生産者が苦勞しているというのが組織としてわかっておるならば、そのあたりの働きかけもするぐらいのやる気がないと、行政だけがどんどん税金を費やしてやっていったということになってくると、組織だけが恩恵を受けてしまいますから、やはりそのあたりの努力もしてもらわないと、私はいけないんじゃないかなというふうに考えております。

単純計算して、私が計算しまして、13頭の牛を小売店から正常に販売された場合、肉をカットされてね、した時だいたい1頭当たり160万円ぐらいで売っていらっしゃる、ですから、13頭ですから、約2,000万円、高森町が780万円かけて、牛を各消費者に配った分、高森町の小売店は2,000万円の肉の販売減です。そういうことになりますから、消費者の皆さん方からしてもらってよかったというような事業にしてください。

どうぞよろしく願いいたします。以上です。

○議長（児玉國廣君） ほかにございませんか。1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） 1番 野中です。

私、2点お聞きします。

まず、時期的な問題、タイムリーに出せたかどうかという問題ですね。BSEで問題を起こしておいた時に、今現在、例えば、つい先日、鹿児島の市場なんかはBSE発症する以前の値段よりも高くなっていると、黒牛の価格がですね、そういうタイムリーな問題が1つ。

それと、もう1つは、なんで牛だけかと、例えば、仮に、ほかの農産物ですね、卵にしてもしかり、鶏、豚、野菜にしてもしかり、例えばこういったBSEみたいな問題が出ないとも限りませんが、そういった時に町として、やはりこういった手法をとるのか、その2点だけをお聞きしたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） ご案内のとおり、BSE、これが日本の産業界をどのように動転させたか、また、好転においても、どのように安心安全の中から消費拡大がでなかったか、いわゆる買い手、今までは売り手市場だったと思いますけれども、買い手からそっぽを向かれたらならどうなるかと、それはやはり安全安心のための生産販売でなければならないと、また、熊本城に牛がのぼるようなそのような状態で、生産者は国の施策に対して、あの抗議は私は真実であったと思います。ただ単にあそこに牛が捨てられたと、そういう問題で私は解決できる問題ではない。あれは生産者が一生懸命にわが子同様に、そして私は肉の枝肉がどうのこうのはわかりませんが、やはり一生懸命育てた牛が生産者にはね返ってくる、生活力ができるといような肉を売りたいと、そのことが私は今回のいわゆる消費者に安全ですよと、生産者の苦勞を知ってくださいと、それはいろいろな業界はあります。しかし、このたびは東京都内にも牛を放しました。生産者の行動というものを簡単に私は見てはならないと、いわゆる熊本城の中に牛を放置して抗議、その抗議はどこにあったかということをお聞きしたいと。ただ単に消費者とのバランス、BSEは危ないと、しかしまじめに働いた人達はどうなりますか。私は国に対して、皆で抗議をしましょうと、今、国会の方でも自分達の金のことだけで恥部をさらけ出して、日本国を忘れております。そういう面からも私はこのたびの補正予算を組んでいただき、そして消費拡大をしていただき、肥後の赤牛を再認識してもらいたいというところであります。

また、ほかの産業につきましても、これは私達はもう補助金をずっと出しております。これはもう牛だけについてそういうことをしなくてもいいというようなこと

でありますけれども、私は熊本城までに牛をのぼらせて、そして抗議をしなければならぬこの畜産界のことを一生懸命考えて、生産拡大、安心安全のためのデモンストレーションでもあると私はあります。どうか、そのようにご理解をいただきたいと、また、1番議員先生の兄貴さんは私は獣医師であったかと思えます。県の方で大いにそのBSEに対してのこれからの問題点についても、辣腕を私はふるっておられると思えます。どうか、その点からもこの安全性については、十二分に心がけをいただきたいと思えます。

どう思うかということじゃなくて、本当にどうするかということをお互いに考えていかなきゃならんと思っております。以上です。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） ありがとうございます。

1つは時期的な問題ということで、タイムリーに打ち出せたかどうか行政の一番大きな手法だと思えます。ですから、もう少し本当はできる限り、もう少し早めの方がよかったのではないかという気がしているだけでございます。

合わせて言いますならば、BSE、確かに補助、あるいはそういった援助の手を差し伸べてやらなければいかんというのはもう十分理解できますし、私も以前牛を飼っていた人間でございます。ですから、先ほど町長がおっしゃられましたように、熊本城に放置をした、私飼っていた人間からすれば、これはものの考え方ですけども、自分が飼っていた牛を放置はまずできない、これは私が生産者として言える言葉でした。ただ、それにも増して、それを放置せざるを得なかったというその心境は解釈次第ですけども、どっちにもとれるとは思いますが、訴える効果が強かったのか、あるいは自分の大事な牛を捨てるという、何となく放置したという、僕からすれば、飼っていた人間からすれば、本当は許せない行為だったんですけども、そこは論議ではなくて、ただタイムリーに、時期的なものが今がベストだったのかどうか、それと、ほかの補助対策品目もありますけども、その辺について、今後はどういうふうを考えられていかれるのか、改めてお聞きしたいと思えます。振興課長、手を挙げていらっしゃいますので。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） その前に、時期的な問題があったかということでございますけれども、今が私は一番最適ということで、3月の議会におきまして、この問題点については補正をお願いをしていると、今までのいろいろな事情等々において、行政としてこの時期が一番いいということをもってお願いをしておるところでございます。

す。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 農林振興課長 廣木富八君。

○農林振興課長（廣木富八君） ご質問のなぜ今の時期なのかということでございますが、先ほど町長さんが一番最初のご説明にありましたように、国の施策自体が後手に回っておるその時期に、まだ国が何を施策をするかとわからない時期に市町村がいろいろと考えていくのはなかなか難しい点がございます。やはりある程度、国の施策が落ち着いた時期に有識者の皆様にご相談を申し上げて、慎重に考慮して、事業を打ち出す必要があると思われまして、この回になりました。確かに、先ほど市場価格の枝肉Aの3で1,300円現在しています。現在しておりますが、20日ぐらい前はまだ600円台で動いておった時期ですので、この1,300円というのは、特異的に値上がりをしています。これもいろいろ要素がありますので、それについては、また詳しくはまたお話したいと思いますが、そういう状況です。

それから、なぜ畜産だけなのかと申しますが、これにつきましては、現在、農林振興課の方で堆肥センターの建設を進めております。これは、あくまでも野菜農家、ハウス農家、全農家の土づくりを基本としております。この大本になるのが、肥育農家の家畜排泄物を頼りとしているところでございます。その面もありまして、今回の補正となりました。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） ありがとうございます。

行政として、課長もおっしゃいましたけども、説明責任ですね、こういうことをやったからという理由、その説明責任、そして、効果がどういうふうにと考えると、そういう一連の流れの中で、今、課長がおっしゃられた説明で理解できましたので、質問終わります。

○議長（児玉國廣君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

これから、議案第35号、平成14年度高森町一般会計補正予算についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号、平成14年度高森町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 以上で、本臨時議会に提案された全議案議了いたしました。

なお、次期議会の運営につきましては議会運営委員会に、また企業誘致につきましては企業誘致特別委員会に、議会広報につきましては議会広報特別委員会に、交通総合対策につきましては交通総合対策特別委員会に、町村合併につきましては町村合併検討特別委員会にそれぞれ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会、企業誘致特別委員会、議会広報特別委員会、交通総合対策特別委員会、町村合併検討特別委員会にそれぞれ付託することに決定いたしました。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

議会を閉じます。

平成14年第2回高森町議会臨時会を閉会いたします。

-----○-----

閉会 午前11時05分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成14年第2回臨時会

平成14年4月発行

発行人 高森町議会議長 児玉國廣
編集人 高森町議会事務局長 色見隆夫
作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1041

~~~~~  
高森町議会事務局

〒869-1600 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (09676) 2-1111